



区社協だより

多摩

この広報紙は一部共同募金の
配分金で発行されています。

令和
3年度

年末たすけあい運動 (お知らせ) 「慰問金」申請について



毎年12月1日からご協力いただいている「年末たすけあい運動」の募金は、福祉ニーズを持つ世帯への年末慰問金や、多摩区社会福祉協議会の実施する福祉事業に活用しています。

今年度も昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため12月下旬に**現金書留**でお届けいたします。また、**審査の結果、慰問金対象世帯に該当しない等の理由で交付できない場合もございますので、ご了承ください。**

慰問金対象世帯

次のいずれかの項目に該当し、多摩区内で在宅生活をしている方のいる世帯

- 1 身体障害者手帳1級又は2級の方
【添付書類：身体障害者手帳の写し】
- 2 療育手帳Aの方 【添付書類：療育手帳の写し】
- 3 精神障害者保健福祉手帳1級の方
【添付書類：精神障害者保健福祉手帳の写し】
- 4 介護保険による要介護認定が4又は5の方
【添付書類：介護保険証の写し】

- 注1：福祉施設等で生活されている方は、対象外となります。
注2：令和3年10月1日から11月1日までの申請期間中、上記の1から4の項目に該当する方がいる世帯の方が申請ができます。
注3：年末慰問金は、世帯に対して交付します(同一の世帯に対象の方が複数いる場合や、対象となる項目に複数該当する場合でも、1世帯当たり1件の申請となります)。

～問い合わせ先～ 川崎市多摩区社会福祉協議会

電話 044(935)5500
FAX 044(911)8119

申請について

申請期間は、**令和3年10月1日(金)から11月1日(月)まで**です。
「年末たすけあい運動『慰問金』交付申請書」に必要事項をご記入の上、添付書類と合わせて多摩区社会福祉協議会に直接来所又は郵送で、令和3年11月1日(月)(消印有効)までにご提出ください。申請期間終了後は受け付けできません。
申請の際の添付書類につきましては、**現住所・氏名・等級及び認定内容**が分かる部分をコピーして添付してください。

申請書及び申請用封筒(切手代は申請者負担)は、9月27日(月)以降に、多摩区社会福祉協議会、多摩区役所(1階・7階・8階・9階)、生田出張所、行政サービスコーナー、区内地域包括支援センター、区内障害者相談支援センター、多摩老人福祉センター、区内地域活動支援センター及び区内老人いこいの家に配置します。

昨年度に年末慰問金が交付された世帯には、申請書を個別に郵送でお届けいたします。
※民生委員児童委員からの配布はございません。

慰問金の金額の目安について

慰問金額は、今年度の年末たすけあい運動の募金金額によって変わり、「年末たすけあい運動配分委員会」で決定いたします。

申請から交付までの流れ

①9月27日以降

申請書に、必要事項を記入してください。



②10月1日～11月1日

申請書と添付書類を多摩区社会福祉協議会に直接来所又は申請用封筒に入れ郵送で、令和3年11月1日(月)(消印有効)までにご提出ください。

③12月下旬ごろ

「年末たすけあい運動配分委員会」で審査し、慰問金を現金書留でお届けいたします。

※なお、審査の結果、慰問金対象世帯に該当しない場合もございますので、ご了承ください。



10月1日から 共同募金運動がはじまります。

～赤い羽根共同募金にご協力お願いします!～

共同募金運動は、10月1日から3月31日まで全国一斉に行われる募金活動です。

本年も、10月1日から3月31日まで「赤い羽根共同募金」を、また、12月1日から「年末たすけあい募金」を実施いたします。誰もが住みよい地域づくりのためにも、ぜひともご協力をよろしくお願いいたします。

(社会福祉法人神奈川県共同募金会川崎市多摩区支会は、多摩区社会福祉協議会内で事務を行っています。)

共同募金の特徴

◆計画募金

共同募金は地域ごとに課題解決に必要な額を事前に定めてから寄付を募る「計画募金」です。毎年地域の福祉団体等からの助成申請に基づき計画を立て、必要とされる目標額を定めています。

◆「広域計画」と「地域計画」

共同募金による助成には、市区町村を超えた県内広域での活動を応援する広域助成と、募金をいただいた市区町村での活動を応援する地域助成があり、それぞれの助成計画を「広域計画」と「地域計画」といいます。

◎年末たすけあい募金

年末たすけあい募金は、全額を多摩区内の福祉活動に活用しています。福祉ニーズを持つ世帯への慰問金の交付や、福祉車両貸出しサービス、子育て支援事業、地区社会福祉協議会への助成を行っています。

地区社会福祉協議会と共同募金

多摩区内の地区社会福祉協議会(登戸、菅、中野島、稲田、生田)は地域の町会・自治会、民生委員児童委員、各種団体・機関などのボランティアにより構成され、住民同士がお互いに支え合い、協力しながら地域の福祉活動を進める住民組織です。10月1日から実施する共同募金運動では街頭募金にも協力をしています。

令和3年度の計画について

多摩区の令和3年度共同募金目標額は23,450,000円(年末たすけあい募金を含む)です。配分計画は次の通りです。

○「広域計画」(神奈川県全体での配分計画)

11,970,000円

- (ア) 障害者のための小規模障害者作業所が行う福祉活動
- (イ) 広域的な福祉活動を行う民間団体の事業
- (ウ) 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業
- (エ) 大規模災害などの緊急時に対応する資金
- (オ) 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業
- (カ) 神奈川県共同募金会が行う事業

など



なるほど
雑学



「赤い羽根」の由来

赤い羽根が共同募金運動に登場したのは、運動開始後2年目の昭和23年からです。同時期にアメリカで、社会福祉のために募金活動が行われ水鳥の羽根を赤く染めて使っていたことを参考に、日本では鶏の羽根を使うことになりました。当時は赤い印を胸に着けることは突飛すぎるという意見があったのですが、当時の社会事業共同募金中央委員会(現在の中央共同募金会)の総裁・故高松宮様の熱心なお勧めもあり、「赤い羽根」を運動のシンボルとして採用し現在も使っています。

○「地域計画」(多摩区社会福祉協議会が進める地域福祉推進事業への配分計画)

11,310,000円

- (ア) 地区社協福祉活動支援事業
(地区社協活動費)
- (イ) 広報啓発事業
(区社協だより「多摩」発行・ホームページ運営他)
- (ウ) ボランティアセンター運営事業
- (エ) 在宅福祉事業
- (オ) 小地域活動支援事業
(母親クラブや子育て支援事業などの支援)
- (カ) 福祉教育推進事業
(福祉教育推進セミナー開催、高齢者疑似体験用具貸出)
- (キ) 大会、行事開催事業
(多摩ふれあいまつり、たまたま子育てまつり等の開催)

- (ク) 多摩区社会福祉大会開催事業
- (ケ) 地域福祉推進事業
(区内の地域福祉推進のための調整連絡を行う)
- (コ) 年末たすけあい慰問金配分事業
(区内の福祉ニーズを持つ世帯への慰問金の交付)
- ・ 神奈川県共同募金会川崎市多摩区支会・分会の募
金活動経費 170,000円

など



賛助会員大募集!

多摩区の豊かな福祉のまちづくりに 是非ご協力をお願いいたします

多摩区社会福祉協議会では、今年度は10月を中心に賛助会員の募集を行います。

区民1人ひとりが住みなれた地域で安心して暮らし続けられる『豊かな福祉のまちづくり』をめざし、町内会・自治会や民生委員児童委員をはじめ、地域の諸団体、福祉施設や行政と協力・連携して地域福祉の発展・向上に努めています。

おひとりでも多くの皆様に賛助会員になっていただき、一緒に『豊かな福祉のまちづくり』に参加いただきますようお願い申し上げます。

◎新たに賛助会員になるには…多摩区社会福祉協議会 地域課へお問い合わせください。

賛助会員 とは

多摩区社会福祉協議会と多摩区内5つの地区社会福祉協議会(登戸、菅、中野島、稲田、生田)が進める地域福祉活動の趣旨にご賛同いただき、年額1,000円以上の賛助会費を納めていただくことで財源的な支援をしていただける法人または個人のことです。

2020年度の賛助会費のお礼とご報告

賛助会費総額 4,705,000円

多摩区の地域福祉の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。
賛助会費は、多摩区での様々な地域福祉活動に活用させていただきました。



老人いこいの家の
活動報告

NAGAO GARDEN



5月24日苗の設置

～夏野菜をそだてよう～

長尾いこいの家では長尾こども文化センターの子どもたちと一緒にガーデンづくりを行いました。

きゅうり、トマト、ナス、ゴーヤなど様々な夏野菜を育て収穫を楽しみました。



7月17日収穫スタート!

第20回 多摩ふれあいまつり 開催報告

多摩ふれあいまつりは、「わたしとあなたとこの街と」をテーマに、障害のある方や支援団体が日ごろ地域で行っている活動に関する情報を発信し、「バリアフリー」についての理解と啓発を目指して、毎年開催しています。昨年度は残念ながら中止となりましたが、今年は第20回目としての開催ができました。

当日(6月20日)は新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、たくさんの方が来場され、障害者作業所による展示販売や活動紹介、ボランティア団体等によるゲームやスタンプラリーなど、様々な企画をお楽しみいただきました。

多くの方々のご協力のもとで本年度も開催ができましたことに御礼を申し上げます。



◀スタンプラリー

参加団体のブース▼



～多摩区の地域福祉の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます～

皆様から頂戴した寄付金品は、多摩区内で活動するボランティア団体や福祉施設への支援に活用させていただきました。

寄付者一覧【令和2年11月1日～令和3年7月31日】(順不同・敬称略)

- 寄付金(計6件/230,000円)
 - ・川崎生田住宅自治会
 - ・蓑田 眞幸
 - ・川崎国際生田緑地ゴルフ場
 - ・匿名 3件
- 寄付品
 - ・中央ろうきん友の会
 - 新百合ヶ丘支部
 - 蚊帳生地ふきん 50枚

寄付のお願い

皆様からの寄付金を財源としてボランティア団体や障害当事者団体への活動費の支援など、地域福祉の推進に向けた取り組みを行っております。

個人の方は、所得税及び住民税の控除を受けることができます。法人の場合は、一定の限度額までを損金として取扱うことができます。

皆様からのご支援よろしく願いいたします!

福祉パルたま・老人いこいの家利用制限のご案内

福祉パルたま、老人いこいの家では、新型コロナウイルス感染症予防のため、状況により制限の内容や期間が変わる場合がございますので、詳細は下記連絡先までお問い合わせください。

みなさまには大変なご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

<問合せ先 電話 044-935-5500>